

西予市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月24日(火)午後1時33分

2. 開催場所 西予市役所 5階 大会議室

3. 出席委員 34名(1～19番:農業委員、20～38番:農地利用最適化推進委員)

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	宇都宮文隆	○		2番	中村 吉年	○		3番	三好三智男	○	
4番	岡本 荒侍		○	5番	井関 吉博	○		6番	菊池 茂守	○	
7番	泉原 猛男	○		8番	大久保 卓	○		9番	酒井 馨一	○	
10番	三好 國則	○		11番	三瀬 昇	○		12番	武田 孝司	○	
13番	五藤 忍	○		14番	上甲 憲章	○		15番	土居 賢一	○	
16番	高岡 常夫	○		17番	志波 豊	○		18番	片岡 政志	○	
19番	二宮 清治	○		20番	兵頭 暁彦	○		21番	森 半治	○	
22番	谷口 健作	○		23番	高橋 真也	○		24番	河野 哲	○	
25番	清家 純一		○	26番	清水 栄一	○		27番	平井 一清	○	
28番	山内 正紀	○		29番	出水 洋一	○		30番	角藤 博文		○
31番	城内 正	○		32番	宇都宮幸紀	○		33番	和氣 公三	○	
34番	芝 幹夫	○		35番	三瀬 重綱	○		36番	濱田 増人	○	
37番	久重 儀之	○		38番	大塚 康倫		○				

4. 欠席委員 4名 4番 岡本 荒侍 25番 清家 純一 30番 角藤 博文
38番 大塚 康倫

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第36号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第37号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて
- 日程第5 報告第38号 農地現況証明について
- 日程第6 報告第39号 農地所有適格法人の要件確認について
- 日程第7 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第35号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第10 議案第36号 農地移動適正化あっせん委員の指名について

6. 出席した事務局職員

事務局次長 木崎 真近 農地係長 井上 誠教 農地係主査 二宮 裕一

7. 会議の概要

木崎次長	ご起立ください。礼。ご着席ください。 ただいまから令和6年9月の定例総会を開会いたします。なお、松末事務局長が本日、市議会の決算審査と重なり対応をしております。本日、事務局は3人の出席となります。それでは、開会にあたりまして、宇都宮会長があいさつを申し上げます。
宇都宮会長	新聞などを見ておりますと、最近少しずつですが、農業の経営にも改善の兆しが見られ、少しずつ見通しがついていっているのかなあと思っている次第です。農業経営が成り立つように、皆様の力を借りながら進んで行けばうれしいなと思っております。 改選時期がいよいよ迫ってきました。農業委員、推進委員に一人でも多くの女性を選出されれば良いと考えておりますので、皆様もご協力をお願いいたします。 また、収穫を迎え、農作業が一段と忙しくなっておりますが、事故のないよう、安全に作業をしてもらったらと思います。簡単ではありますが、あいさつに代えさせていただきます。
木崎次長	それでは、議事に移ります。議事進行は規則によりまして宇都宮会長が務めます。
宇都宮会長	それでは、ただいまから9月定例総会を開会いたします。本日の出席委員は、農業委員19名中18名、農地利用最適化推進委員19名中17名で定足数に達しており、総会は成立しています。4番岡本委員、25番清家委員、30番角藤委員から欠席の旨、通告がありましたので、報告します。
宇都宮会長	次に、日程第1「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし。との声)
宇都宮会長	異議なしと認めます。 それでは、15番土居委員、28番山内委員のお二人をお願いします。
宇都宮会長	次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。 会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし。との声)
宇都宮会長	異議なしと認めます。 よって、会期は、本日1日間と決定しました。
宇都宮会長	次に、日程第3、報告第36号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
二宮主査	報告第36号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告いたします。議案書の2ページをご覧ください。今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく、賃貸借権の解約が2件となっています。以上で「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第4、報告第37号「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」

	を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
二宮主査	報告第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の取下げについて」報告いたします。議案書の 2 ページをご覧ください。今月の農地法第 3 条の規定による許可申請の取下げは 1 件となっています。整理番号 1 番は、当初は、畑として耕作するつもりでしたが、●●番については、事業用地として利用したいと考えるようになり、転用申請したいため、申請を取り下げるものです。以上で「農地法第 3 条の規定による許可申請の取下げについて」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第 5、報告第 38 号「農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	報告第 38 号「農地現況証明について」報告いたします。議案書の 3 ページをご覧ください。整理番号 1 番、申請人、●●●●から提出のあった証明願いは、農業委員、1 番宇都宮委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となります。以上で「農地現況証明について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第 6、報告第 39 号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
二宮主査	報告第 39 号「農地所有適格法人の要件確認について」報告いたします。議案書の 3 ページをご覧ください。農地所有適格法人は農地法第 6 条第 1 項の規定により、事業年度終了後、3 箇月以内に事業の状況等を農業委員会に報告しなければならないことになっています。今回、「ウレシド株式会社」「段畑みかん株式会社」から報告がありましたので、農地所有適格法人として要件を満たしているか否かをチェックしました。その結果につきましては、農地所有適格法人の要件確認書をもって報告とさせていただきます。以上で「農地所有適格法人の要件確認について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、議案第 33 号については、10 番片岡委員が農業委員会法第 31 条、議事参与の制限にあたります。よって、10 番片岡委員退席後、整理番号 6 番を審査、審査終了後入室・着席をしていただきます。 《10 番 片岡委員退席》
宇都宮会長	それでは、日程第 7、議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 6 番を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
二宮主査	議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の 4 ページをご覧ください。整理番号 6 番の申請は、渡人●●●●から、受人●●●●へ所有権移転の売買を行うものであります。なお、法第 3 条第 2 項各号の判断については、別添調査書の 6 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
宇都宮会長	ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号 6 番をお願いします。

29 番出水委員	6 番の案件について 29 番出水が報告します。9 月 19 日に三好農業委員と現地を確認しました。受入は、経営規模を拡大するため取得したいということであり、取得後はすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離からみても問題がないと思います。申請地は農地として利用されており、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
宇都宮会長	現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告お願いいたします。 (補足説明なし)
宇都宮会長	特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
宇都宮会長	質疑がなければ以上で質疑を終結いたします。 お諮りいたします。日程第 7、議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 6 番を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
宇都宮会長	全員賛成と認めます。よって、日程第 7、議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 6 番を原案のとおり許可することに決定しました。 《10 番 片岡委員着席》
宇都宮会長	次に、日程第 7、議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 5 番、7 番から 12 番までの 11 件を議題いたします。事務局の提案説明をお願いします。
二宮主査	議案第 33 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。議案書 4 ページから 5 ページをご覧ください。整理番号 6 番を除く今月の農地法第 3 条の規定による許可申請は 11 件でございます。権利別では、所有権移転の売買が 9 件、贈与が 1 件、交換が 1 件です。なお、法第 3 条第 2 項各号の判断については、別添調査書の 1 ページから 5 ページ、7 ページから 12 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
宇都宮会長	ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号 1 番をお願いします。
34 番芝委員	1 番の案件について 34 番芝が報告いたします。受入は、隣接する空き家の購入に伴い、申請の土地を取得することです。取得後は速やかに現住所から移住し、農地として管理していくようです。家庭菜園程度の規模ですが、既に植えられている果樹（びわ、柿）

	や花卉を引き続き栽培管理し、季節野菜も栽培するとのことです。9月17日に農業委員の宇都宮氏と現地確認を行いました。なお、営農計画書も提出されており、問題はないと思います。
宇都宮会長	2番から5番をお願いします。
29番出水委員	2番の案件について29番出水が報告いたします。9月16日に片岡農業委員と現地確認を行いました。受人は、家庭菜園として利用するために初めて農地を取得するもので、営農計画書も提出されています。申請地はしばらく耕作されていないようですが、管理はされており、現在耕作地としての準備をされているところです。周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
29番出水委員	3番の案件について29番出水が報告します。9月16日に片岡農業委員と現地確認を行いました。受人は以前から借地として花卉栽培を行っていましたが、今回正式に取得したいということであり、機械、労働力、技術、通作距離からみても問題がないと思います。申請地は農地として耕作されており、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
29番出水委員	4番の案件について29番出水が報告します。9月16日に片岡農業委員と現地確認を行いました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであり、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないと思います。申請地は農地として耕作されており、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
29番出水委員	5番の案件について29番出水が報告します。9月16日に片岡農業委員と現地確認を行いました。受人は以前から農地を交換利用していましたが、今回正式に取得したいということであり、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないと思います。申請地は農地として耕作されており、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
宇都宮会長	7番、8番をお願いします。
10番三好委員	7番の案件につきまして、25番清家推進委員が欠席につき清家委員から現地調査報告書を預かっておりますので、10番三好が代理で読み上げます。「受人は、移住に伴い申請地を購入し耕作したいということであり、取得後においては、季節野菜を栽培し、営農計画書も出ていることから許可要件を満たしており、問題ないと思います。申請地は農地であることを9月20日に三好農業委員と確認しました。」以上です。
10番三好委員	続けて8番の案件につきましても、25番清家推進委員が欠席につき現地調査報告書を預かっておりますので、10番三好が代理で読み上げます。「渡人は申請地を知り合いに管理してもらっていましたが、高齢でできなくなり、申請地の近所に住んでいる受人に購入を相談したところ購入することになりました。受人は許可要件を満たしており問題ないと思います。申請地は農地であることを9月20日に三好農業委員と確認しました。」以上です。
宇都宮会長	9番をお願いします。
24番河野委員	9番の案件につきまして24番河野が報告します。9月22日に農業委員の酒井氏と現地

	確認しました。受入は初めての農地取得になります。今回、新規農業のために取得したいということでもあります。取得後においては、現在鉢植えしてある柚子、レモン、梅などを移植する予定でその他、季節野菜、ハーブ等も栽培するなど農地として利用することです。営農計画書も提出されております。なお、受入が役員となっている会社事業所が申請地近くにあり、毎日通作することです。許可要件の技術以外は問題ありません。現地は柿、梅、柚子が植えてあり、今は少し草も伸びていますが、何回か草刈りされており農地として利用できる状態です。周辺農地ならびに地域営農への影響はないと思います。
宇都宮会長	10 番をお願いします。
33 番和氣委員	10 番の案件につきまして 33 番和氣が報告します。受入は経営規模を拡大するために取得したいということです。受入が代表の「ころころ石営農集団」で申請地付近の農地で農作業を行っています。9 月 21 日に井関農業委員と受入立会いの下、調査を行いました。取得後においては、すべての農地を耕作すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないことから、許可要件を全て満たしております。また、申請地は農地として耕作していることを確認しました。受入は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
宇都宮会長	11 番をお願いします。
28 番山内委員	11 番の案件につきまして 28 番山内が報告します。受入は経営規模を拡大するために取得したいということでもあります。取得後においては、すべての農地を耕作すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないことから、許可要件を全て満たしております。また、申請地は草刈りがしてあることを志波農業委員と 9 月 22 日に確認しました。受入は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
宇都宮会長	12 番をお願いします。
26 番清水委員	12 番の案件につきまして 26 番清水が報告します。受入は農地を集約するために取得したいということでもあります。取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないことから、許可要件を全て満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを 9 月 17 日に二宮農業委員と確認しました。受入は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
宇都宮会長	現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。 (補足説明なし)
宇都宮会長	特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。

	(質疑なし)
宇都宮会長	質疑がなければ以上で質疑を終結いたします。 お諮りいたします。日程第7、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から5番、7番から12番までの11件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
宇都宮会長	全員賛成と認めます。よって、日程第7、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から5番、7番から12番までの11件を原案のとおり許可することに決定しました。
宇都宮会長	次に、日程第8、議案第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局の提案説明をお願いします。
井上係長	議案第34号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。今月の農地法第5条第1項の規定による申請は3件で、権利別では、所有権移転の売買が2件、使用貸借権の設定が1件となります。 転用の理由は、整理番号1番は、現在市内の賃貸住宅に居住しておりますが、生活の基盤を整えるため、自己住宅を早急に建築したいとのことです。 整理番号2番は、申請地の隣地の居宅を購入し居住することを予定しておりますが、居住スペースが不足することから、居宅を増築するため、宅地の拡張をしたいとのことです。 整理番号3番は、城川支所において生産者から出荷を受けた葉タバコの乾燥場が不足しており、早急に建物を確保する必要があるため、工場兼事務所を建築したいとのことです。 以上、農地区分及びその他の要件につきましては、別添意見書13ページから15ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
宇都宮会長	ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番、2番をお願いします。
1番宇都宮委員	1番の案件について1番宇都宮が報告します。9月17日に芝推進委員と現地確認をしました。この申請は、申請人が現在借家住まいで手狭となったため、個人住宅を建築されるものであります。隣接農地に排水が侵入しない配管や、農地への陽当たりを配慮した建物の配置計画となっています。周辺農地への支障はないものと思われます。
1番宇都宮委員	2番の案件について1番宇都宮が報告します。9月17日に芝推進委員と現地確認をしました。この申請は、申請人が隣接地に居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増えたため、整備したいということであり、周辺の農地や営農に支障はないものと思われます。始末書も提出されることを確認しております。
宇都宮会長	3番をお願いします。
7番泉原委員	3番を7番泉原が報告します。9月14日に現地確認を行いました。この申請は、昭和52年頃、旧城川町農業協同組合が高川支所の隣接地に葉タバコの乾燥場と事務所を建築さ

	れたものです。その時点で農地法の許可を得ないで建築されてすでに 47 年が経っています。両氏から始末書も出ていて何ら問題ないと思われます。
宇都宮会長	現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。 ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告等お願いいたします。 (補足説明なし)
宇都宮会長	特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
27 番平井委員	3 番の案件で、葉タバコの乾燥場を建設と書いてあるのですが、生産者がなくなった段階で乾燥場は使われてないわけだから、この申請はどうなのかなと思う。
7 番泉原委員	この申請は、葉タバコの乾燥場を建てる時点の許可申請であり、今現在の申請ではない。40 数年ほど前にさかのぼった申請になります。
27 番平井委員	それなら、転用の理由というか申請書の書き方が違うのではないか。
井上係長	今ほど泉原委員から説明がありましたとおり、この案件につきましては、その当時に建てられた理由を持って申請が上がってきております。現状は、東宇和農協さんではない会社の方が今、倉庫、事務所として使われていますが、名義は東宇和農協さんのままで移動がありませんので、その当時必要であった理由を記載して東宇和農協さんから申請書が提出されております。
宇都宮会長	いかがでしょうか。
27 番平井委員	はい。わかりました。
宇都宮会長	他に質疑はございませんか。質疑もないようですので質疑を終結とし、議案第 34 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 3 番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
宇都宮会長	全員賛成と認めます。よって、日程第 8、議案第 34 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 3 番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。
宇都宮会長	次に、議案第 35 号については、1 番宇都宮委員、3 番三好委員、19 番二宮委員、26 番清水委員が農業委員会法第 31 条、議事参与の制限にあたりますので、退席をお願いいたします。関係議案の審議終了後に入室・着席していただきます。 《1 番宇都宮委員、3 番三好委員、19 番二宮委員、26 番 清水委員 退席》

中村職務代理者	議長が議事参与の制限により退席されましたので、会長に代わり職務代理者である中村が議事進行を務めます。次に、日程第 9、議案第 35 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
木崎次長	今月の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による案件は、13 件でございます。議案書の 6 ページから 7 ページをご覧ください。西予市長より令和 6 年 9 月 9 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定が 6 件、新規の利用権設定が 5 件です。利用権の設定をする者が 11 名、利用権の設定を受ける者が 9 名、うち認定農業者が 6 名でございます。利用権設定の面積は 48,193 m²、筆数が 30 筆です。 所有権移転は 2 件で、整理番号 1 番、所有権の移転をする者は、三瓶町蔵貫、●●●●、所有権の移転を受ける者は、三瓶町蔵貫、●●●●、経営面積は 31,926 m²で認定農業者です。所有権移転の面積は●●●●m²、筆数は 1 筆です。所有権移転の時期は令和 6 年 10 月 1 日、対価は●●●●円です。 整理番号 2 番、所有権の移転をする者は、宇和町瀬戸、●●●●、所有権の移転を受ける者は、宇和町瀬戸、株式会社●●●●、経営面積は 123,705 m²で認定農業法人です。所有権移転の面積は●●●●m²、筆数は 1 筆、所有権移転の時期は令和 6 年 10 月 1 日で、対価は●●●●円です。 以上の計画内容は、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。
中村職務代理者	事務局の提案説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。
	(質疑なし)
中村職務代理者	質疑もないようですので質疑を終結といたします。お諮りいたします。日程第 9、議案第 35 号「農用地利用集積計画の決定について」利用権設定及び所有権移転の 13 件を原案のとおり、決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
中村職務代理者	全員賛成と認めます。よって、日程第 9、議案第 35 号「農用地利用集積計画の決定について」利用権設定及び所有権移転の 13 件は原案のとおり決定しました。
	《 1 番宇都宮委員、3 番三好委員、19 番二宮委員、26 番 清水委員 着席》
宇都宮会長	次に、日程第 10、議案第 36 号「農地移動適正化あっせん委員の指名について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
二宮主査	議案第 36 号「農地移動適正化あっせん委員の指名について」説明申し上げます。議案書の 8 ページをご覧ください。整理番号 108 番、申請人、宇和町ひまわり、●●●●、土地の表示、西予市野村町富野川●●●●ほか 2 筆、面積 2,718 m²、申し出の理由は、遠隔地に居住しており耕作ができないとのこととです。 今回 1 件、3 筆のあっせん申し出となっています。農地移動適正化あっせん基準第 11 条の規定によりまして、農地利用最適化推進委員から 1 名以上を指名することとなっていますので、整理番号 108 番は案としまして「30 番角藤委員」をあっせん委員として記載し

	ています。以上で「農地移動適正化あっせん委員の指名について」の提案説明を終わります。
宇都宮会長	事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。
	(質疑なし)
宇都宮会長	それでは、以上で質疑を終結とし、議案書に記載しています整理番号108番は「30番角藤委員」をあっせん委員として指名いたします。
宇都宮会長	以上をもちまして本日の定例総会を終了いたします。
木崎次長	ご起立ください。礼。お疲れ様でした。
	午後2時18分閉会
	議事録署名委員
	会 長
	15 番 委 員
	28 番 委 員